
債務法改正後における契約の相互依存性

ピエール・クロック (パリ第2大学教授)
野澤 正充・訳

- 0 はじめに
- I 債務法の改正と相互依存性の存在
 - A 債務法の改正と相互依存性の根拠
 - B 債務法の改正と相互依存性の基準
- II 債務法の改正と相互依存性の効果
 - A 改正によって明示的に認められた効果
 - a) 相互依存契約の解釈
 - b) 相互依存契約の失効による消滅
 - B 改正によって定められなかった効果

0 はじめに

まず、立教大学にお招きくださり、講演の機会を設けてくださった、友人である野澤先生に心から感謝します。この講演では、最近のフランスにおける債務法改正についてお話ししたいと思います。

2016年2月10日のオルドナンスによるフランスの債務法改正については、すでに日本も含めて、多くの論文が公刊され、シンポジウムも行われています。しかし、本日お話ししようとする問題は、私の知る限りでは、フランスでも日本でも、まだほとんど取り上げられていません。その問題とは、今回の改正の相互依存契約への影響です。

相互依存契約 (contrats interdépendants) は、「契約の集合」(ensembles contractuels) ないし「不可分契約」(contrats indivisibles) とも呼ばれるが、より広いカテゴリーである「契約の集団」(groupes de contrats) の中の部分集合を (sous-ensemble) を形成している。

では、契約の集団とは何か。

契約の集団の概念は、複合契約 (contrats complexes) の概念と対置する。すなわち、契約の集団においては、各契約は、その独自性と伝統的な機能を維持している。これに対して、複合契約では、各契約が結びつき、新しい契約類型を形成して、その伝統的な機能を失う。その典型例は、賃貸借と売買の片務予約との結合から生じたリース契約 (crédit-bail) である。すなわち、リース契約は、賃貸借と売買の片務予約とは区別された、独自の法制度を形成している。

ベルナルル・テシエ (Bernard Tessié) 教授がその博士論文において提示したように、契約の集団は、さらに2つのカテゴリーに分けられる。

1つは、契約の連鎖 (chaînes de contrats) で、多くの異なる契約が同一の財産をその目的としている。

もう1つは、契約の集合ないし相互依存契約で、多くの異なる契約が、同一の経済目的 (機能) を追求するものである。

したがって、相互依存契約は、契約の連鎖とは区別される。

また、相互依存契約は、下請負や転貸借のような下位契約 (sous-contrats) とも区別される。というのも、相互依存契約の多くの場合には、各契約の法的性質が同一ではないのに対し、下位契約の場合には、それらが必然的に同一だからである。

さらに、相互依存契約は、貸金返還債務を担保する担保権設定契約のように、主たる債務に付従する契約とも異なる。というのも、主たる債務に付従する関係というのは、一方的な依存関係を有するからである。すなわち、従たる契約は、主たる契約の帰趨にのみ従うのであって、その逆はない。これに対して、相互依存契約は、依存関係が双方向的であり、2つの契約のいずれかの帰趨が、他方の契約の帰趨に影響を及ぼす。

相互依存性は、契約当事者間における2つの関係 (relations économique) か

ら導かれるものである。

まず、相互依存性は、相互的な関係の帰結である。すなわち、一方の当事者は、他方当事者が他の契約に同意したことによってのみ、契約に同意するという関係にある。その典型的な例としては、自動車販売業者から新車を購入する場合において、同販売業者が古い自動車を下取りするときのみ、新車の購入に同意するという買主の例が挙げられる。破毀院第1民事部1964年3月9日判決(Bull.civ.I, n°134)によれば、新車の購入は、旧自動車の下取りを条件として行われるものであり、双方の契約を熟慮してなされた2つの売買契約の間には、黙示の不可分性があるとされた。

相互依存性は、実務的には多くの場合に、取引状況が結合するときに認められる。すなわち、2つの契約は、必ずしも同一当事者間で締結されるものではないが、同一の経済目的(機能)を達するために結ばれるものである。

長い間、契約の相互依存性の問題は、消費者法や一部の領域でしか、立法者によって取り上げられてこなかった。この概念を明らかにしたのは学説であり、それを一般論として展開し、かつ、法制度として確立したのは判例である。

しかし、2016年10月1日、改正された債務法が施行されると、状況は変わるることとなる。というのも、民法典が、相互依存契約に2つの条文を規定することとなるからである。すなわち、1186条の2項・3項および1189条である。

では、民法典の中に相互依存契約が規定されたことを喜ぶべきであろうか。必ずしもそうではない。なぜなら、改正によって規定されたものは不完全であり、しかも、相互依存契約の存在(I)とその制度(II)が問題となるからである。この問題は、改正法によって規定されなかった判例による解決が、黙示的に否定されたと解するのか、あるいは、暗黙のうちに維持されているとみなすのかという問題であり、維持されているとみなすのが、もちろん、望ましい理解である。

I 債務法の改正と相互依存性の存在

まず、相互依存性の存在について、債務法改正の規定は、重要ではあるが、

部分的である。というのも、改正は、それ以前の判例が規律していたよりも、よりよく相互依存性の根拠を明らかにした（A）が、相互依存性の基準の決定についてはその指標を欠き、この点においては、従来の判例がなお有用だからである（B）。

A 債務法の改正と相互依存性の根拠

実務においては、2つの契約の間の相互依存関係が必然的に生じ、破毀院も、これを肯定していた。すなわち、契約書を作成した事業者が、そのような相互依存関係が生じることを助言しなかった場合には、責任を負うことを認めている。

しかし、2つの契約が相互依存性を有するのは、いかなる法的根拠に基づくのか。

もちろん、2つの契約のそれぞれに、契約の一方の存在ないし履行が他方の契約の存在ないし履行を条件とするということを定めておくことは可能である。そして、消費者法において、売買と（その目的物の）取得のための貸金契約とを相互依存的にするために立法者が用いる法技術は、まさにこれ（契約の条件）である。

しかし、条件という法技術は、万能薬（panacée）ではない。というのも、複数の契約を、その締結と履行に際して結びつけるためには、停止条件・解除条件とを同時に規定しておかなければならず、当事者が契約においてこれらの条件を明示的に定めなかった場合には、相互依存性を正当化することはできないからである。

また、条件という法技術を用いても、相互依存性の効果の総体を説明することはできない。

さらに、実務的には、解除条件を用いるのは適切ではない。というのも、解除条件による効力の喪失は、遡及的だからである。

そこで、判例は、相互依存性の正当化の根拠を、コーズ（cause = 原因）に求めた。まず、1993年以降、黙示的にのみコーズを引き合いに出し、2010年10月28日の破毀院第1民事部判決（JCP G 2011, note 303, note C. Aubert de

Vincelles ; *D.*2011, p. 628 s., obs.Cl. Creton ; *D.* 2011, p. 566s., note D. Mazeaud ; *Defr.* 2011, art. 39229, p. 808 s., obs. J.-B. Seube) では、初めて、コースズに明確に言及した。

しかし、このことは、伝統的なコースズ概念を考慮せずに、それに反して次の4つを認めることとなる。

1° 契約の機能性を考慮することによって、コースズに動機 (motif) を含めることとなる。

2° 契約のコースズが、当該契約の外の、グローバルな作用 (opération économique) の中に位置づけられることを認めることとなる。

3° かつてカピタンが提案したように、コースズは、契約の締結時のみならず、契約の履行時にも機能しうることを認めることとなる。

4° コースズの消滅は、契約の無効のように遡及効を有するものではなく、単に契約の失効をもたらす、ということ認めることとなる。

コースズの伝統的な理論に対する以上の重要な修正 (entorses) から、一部の研究者は、複数の契約間における相互依存性を、新たな根拠によって説明している。すなわち、民法典旧 1217 条および旧 1218 条に規定されていた、不可分性の概念である。

しかし、不可分性の概念に依拠することは、次の点で批判される。

一方では、不可分性は、民法典の起草者が、同一の契約から生じた債務についてしか認めていなかった。そこで、これを適用するためには、これらの規定の適用領域を、当事者の意思解釈に基づいて拡張しなければならない (という問題がある)。

また他方では、不可分性の概念は、相互依存性の根拠を説明するというよりも、相互依存による効果を説明するものである。というのも、契約が不可分だから相互依存的であるというのは、契約が相互依存的だから不可分である、というのに過ぎないからである。

それゆえ、一部の裁判例が旧 1217 条と 1218 条を想定しているのは確かであるが、判例は、相変わらず、コースズ概念に依拠している、と解されている。

しかし、債務法の中からコースズの規定を削除した 2016 年 2 月 10 日のオールド

ナンスの施行によって、これらの考え方は一変するであろう。なぜなら、この改正によって民法典からコースが取り除かれるため、（相互依存性を）コースに根拠付けていた者は、必然的に、契約の相互依存の問題を正面から取り上げなければならないからである。すなわち、コースの概念が失われたにもかかわらず、判例の解決は維持されうるのである。

そして、まさに、相互依存性の効果を規定する、民法典の新しい1186条が重要となる。すなわち、同条の2項および3項は、次のように規定する。

「複数の契約の履行が、必然的に同一の取引の実現を目的とする場合において、その契約のうちの1つが消滅するときは、これらの契約は、その消滅によって履行が不能となり、かつ、消滅した契約の履行が当事者の一方の合意によって決定的な条件となっているから、失効する」。

「ただし、失効を援用される当事者が、契約を締結した時に、集合的な取引の存在を知っていた場合にしか、失効しない」。

しかし、この2つの条項は、同条第1項を前提に解釈されなければならない。すなわち、同条第1項は、「契約の本質的要素の1つが消滅した場合には、有効に締結された契約は失効する」と規定しているため、契約の相互依存性は、各契約が他方の契約内容の本質的要素である、ということに根拠付けられる。そして、2つの契約は、1186条第2項の冒頭に規定されているように、「同一の取引の実現」という同じ目的に資するものである。

各契約が他方の契約内容の本質的要素であるということが、今後は、相互依存性の法的根拠となる。しかし、まさにその点に、実際には民法典から消失していない、コースの復活を見ることができる。すなわち、コースは、さまざまな仮名を用い、名前を変えて復活するのであり、1186条の「本質的要素」(l'élément essentiel)、1128条の「契約内容の適法性」(caractère licite du contenu du contrat)、1162条の公序に従わなければならないとする「契約の目的」(but du contrat)、および、1169条に規定されている「反対給付」(comtrepartie)などである。

では、どのような場合に、ある契約が他の契約の本質的要素となるとみなされるのであろうか。相互依存性の基準が問題となる。

B 債務法の改正と相互依存性の基準

相互依存性の基準の決定は、両当事者が、関連する2つの契約を明示的に結合しなかった場合に生じる。

この場合に、裁判官は、両当事者の意思を探究しなければならない。そして、ジャック・メストル (Jacques Mestre) 教授が述べているように、「裁判官による当事者の意思の探究によると、可分性が原則であり、不可分性は例外となる」。このことは、2つの契約の当事者が異なるか、または、当事者が同一であっても、契約がそれ自体自立的に形成されている場合には、契約の相対的効力の原則からも容易に正当化されよう。

それゆえ、裁判官は、契約が相互依存的事であることを正当化する要素を見つけなければならない。相互依存性の基準の決定は、とりわけ重要である。というのも、基準が不明確であると、裁判官の恣意に委ねられ、相互依存性の概念の援用によって、裁判官の独自の基準に基づいた判決が下される可能性が覆い隠されるおそれがあるからである。

民法典 1186 条 2 項によれば、2つの基準が規定されている。

第1の基準は客観的であり、契約から帰結される。すなわち、2つの契約の一方の消滅によって、他方の契約の履行が不可能になる、ということである。この基準は、すでに破毀院によって採用されていた。例えば、映写機材の賃貸借契約と映像の配給契約に関して、破毀院は、映写機材が使用できない結果、映像の配給契約が履行され得なかったことを認定し、映写機材の賃貸借契約の消滅が、映像の配給契約の解除原因となることを認めた (破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日判決 [Bull. civ. IV, n° 115 et 116 ; Contrats, conc., consom., 1995, n° 105, obs. L. Leveneur ; D. 1995, Som. p. 231, note L. Aynès ; D. 1996, p. 141, note S. Piquet])。

また、破毀院は、ソフトウェアのライセンス契約の消滅が、それに対応する機材のメンテナンス契約の消滅をもたらす旨を判示した (破毀院商事部 2007 年 2 月 13 日判決 [D. 2007, p. 654, obs. X. Delpech ; Defr. 2007, art. 38624, n° 50, p. 1042

s., obs. R. Libchaber ; *JCP G* 2007, II, 10063, note Y.-M. Sérinet]).

しかし、改正法が履行の不可能なことを要件とするのは、あまりに厳格に過ぎるように思われる。例えば、財貨を購入するための資金の借入契約を考えると、売買が行われなかったり、解除されたとしても、借入契約の履行が不可能になるということはない。売買の消滅によって、消費貸借の機能が失われるに過ぎない。

それゆえ、判例は、この第1の基準を緩やかに解し、ジャン・バプティスト・ソーブル (Jean-Baptiste Seuble) 教授がその博士論文で提唱した、残った契約だけでは有用性がないこと、という基準を認めている。すなわち、2つの契約の不可分性は、一方の契約の消滅によって、他方の契約を履行する利益がなくなる、ということから導かれよう（そして、このことは、2015年2月25日に公にされた改正草案には明示的に定められていた）。

例えば、会社の経営権の獲得が、一定期間内の株式の段階的な譲渡によって行われる場合には、これらの譲渡は不可分的であり、仮に譲渡人が、それによって多数派を獲得することができる最後の株式の譲渡を拒否すれば、解除されなければならないのは、譲渡契約全体である。

もっとも、このような要件の緩和は、相互依存性の第2の基準によって可能となるものである。

2016年2月10日のオルドナンスによって採用された相互依存性の第2の基準は、主観的なものである。すなわち、「消滅した契約の履行が当事者の一方の合意にとって決定的な条件となっている」ことである。

しかし、このオルドナンスは、明確ではない。というのも、何時の時点で、契約の履行が、当事者の一方の合意にとって決定的な条件となるのか否かが明らかではないからである。そして、破毀院は、この相互依存性が民法典に組み入れられる前から採用していた相互依存性の基準を用いるだろうと考えられる。すなわち、破毀院は、多くの間接事実 (indices) から、相互依存性の存在を認定するのである。

多くの場合には、契約の形成時における条件と関係のある間接事実が問題となる。例えば、2つの契約が、同じ日に、同じ期間を定めて結ばれ、当事者は

異なるものの、それぞれ同じ代理人 (mandataire) ないし公証人によって締結されたという事実である。

また別の例を挙げれば、同一人と契約を締結した2人の相手方当事者が協力している場合や、2人の相手方当事者がそれぞれ他方の契約を知り、かつ、2つの契約が全体で1つであると認識している場合である。

破毀院第1民事部は、2015年9月10日の2つの判決 (RDC 2016/1, p. 16 s., obs. Y.-M. Laithier.) によって、この契約締結時の条件に関する基準を用いて、従来の判例を変更した。すなわち、破毀院は、消費者法の領域以外で、売買契約の消滅が消費貸借契約の消滅をもたらすことを認めた。その理由は、①貸主が (買主に対してではなく、直接に) 売主に対して (支払としての) 資金を提供し、かつ、②その信用の供与が売主から、(貸主である銀行に対し、書面によって) 告げられていたか、または、借主 (である買主) が、主たる契約の誠実な履行があったことを書面にして、(貸主に告げていた) ことによる。

ただし、判例は、数は少ないものの、契約の履行の方法から、当事者の主たる意思が不可分であることを認定することもある。例えば、2つの契約の履行として、2人の異なる契約当事者に支払われるべき金員が、その2人のうちの一方に支払われ、その者が自らの名とともに他方の代理人として金員を受領した場合には、この事実が2つの契約の相互依存性を表すものであるとした (破毀院第1民事部 1996年10月1日判決 [Bull. civ. IV, n° 332; JCP E 1997, I, 617, n° 4])。

ここで重要なのは、契約の相互依存性をこれに反対する者に主張するには、現在の民法典 1186条3項が明らかに要求するように、合意のなされた時に、2つの契約が集合を形成することをその者が知っていたことを証明しなければならない、ということである。

これらのさまざまな間接事実によって、契約の相互依存性の存在が認められたとしても、なお、その効果を明らかにしなければならない。そして、この効果は、2016年2月10日のオルドナンスにおいては、不完全なものとしてしか規定されていない。

II 債務法の改正と相互依存性の効果

債務法の改正による相互依存性の効果の規律は、かなり不十分である。というのも、民法典の新しい1186条と1189条には、契約の履行についての規定しかないからである（A）。そこで、すでに判例によって認められている、契約の相手方当事者の行為に関する相互依存性の他の効果が、新しい債務法の下でも維持されうるか、ということが問題となる（B）。

A 改正によって明示的に認められた効果

まず、2016年2月10日のオールドナンスによって明示的に規定された、相互依存契約の履行に関する効果については、改正法は、その解釈問題を部分的にしか解決していない（a）。また、改正法は、契約の一方が、他方の契約の消失によってどうなるか、という問題についても、不完全にしか扱っていない（b）。

a) 相互依存契約の解釈

債務法改正が施行される前に、判例は、すでに、2つの契約の間に相互依存性が認められる場合には、2つの契約の一方の解釈が、他方の契約についても考慮され、影響を及ぼすことを認めていた。

例えば、破毀院第1民事部2015年10月28日判決は、次のように判示している。すなわち、「クレジット契約と売買契約ないし役務提供契約とが、機能的に相互依存性である場合において、後者の売買ないし役務提供契約に、代金額が後に償還されるクレジットによって支払われる旨の記載があるときは、クレジット契約にその償還方法に関する条項がなくても、それが補充される」とした。

このことは、民法典の新しい1189条2項に規定されている。すなわち、同項は、「複数の契約が、当事者の共通の意思において、同一の取引に向けられている場合には、それらの契約は、その取引に応じて解釈されなければならない

い」と規定する。しかし、この規定の適用については、一方の契約に定められた条項が、他方の契約には何らの記載がないにもかかわらず、その履行に際して援用されうることを判例が認めるか否か、という問題が残されている。

この問題は、仲裁条項に関して、すでに判例において提起され、カタラ草案では明示的に解決されていたにもかかわらず、改正法では取り上げられなかったことが、とても残念である。

b) 相互依存契約の失効による消滅

一方の契約の消滅が他方の契約に及ぼす影響については、改正法の規定はなお不十分である。

確かに、改正法は、一方の契約が消滅した場合に他方の契約に適用されるサンクションの法的性質については、明確に定めている。すなわち、2016年2月10日のオルドナンスは、失効を選択することによって、法的安定性を確保している。その理由は、次の2つである。

一方では、これまでの判例は、一方の契約の消滅による他方の契約の運命については、事案に応じて、無効、解除ないし解約 (*résiliation*)、さらに失効を認めてきた。しかし、この問題は、改正法によって明確に解決されることとなった。

また他方では、失効は、おそらくもっとも適切なサンクションであると考えられる。というのも、失効は、無効と異なり、契約の有効要件を欠くことを要求せず、解除と異なり、契約の不履行を要求しないからである。また、失効は、履行中の契約が本質的要素を失ったことに対するサンクションであるから、遡及効を欠き、契約の消滅の効果を規律する条項、とりわけ、原状回復の範囲に関する条項を存続させる。

この2つの理由によって、失効は、直近の破毀院の判決においても採用され、カタラ (*Catala*) 草案においても選択されていた。

さらに、改正法は、契約の失効を認めるためには、他方の契約が事前に消滅していることが認められなければならないことを要求する。このことも、すでに2014年末に破毀院が認めた要件であり (破毀院商事部2014年11月4日判決

[JCP G 2015, n° 54, obs. J.-J. Barbieri]), 2016年2月10日のオルドナンスはこの判例を採用したものである。

ただし、改正法は、2つの契約が相互依存的であるにもかかわらず、これを可分とする条項が有効であるか無効であるかという問題に、明確かつ適切に対処していないことが残念である。というのも、この条項によって、当事者は、一方の契約が消滅しても他方の契約が存続すると考えているからである。

一方では、相互依存性は、2つの契約を結びつける両当事者の意思に基づくものであり、両当事者が自ら作り出した相互依存性を制限することを決めたのであれば、その意思を尊重しなければならない、と考えられる。これは、破毀院第1民事部2010年10月28日判決 (JCP G 2011, note 303, note C. Aubert de Vincelles ; D. 2011, p. 628 s., obs. Cl. Creton ; D. 2011, p. 566 s., note D. Mazeaud ; *Deffr.* 2011, art. 39229, p. 808 s., obs. J.-B. Seube) が採用した考えである。

しかし、他方では、可分条項が契約の機能（エコノミー）に矛盾する場合には、そのような条項の効力は生じない、と解することも可能であり、破毀院商事部2000年2月15日判決（前掲）はそのように解していた。この判決は、契約の本質的債務に関するクロノポスト判決によって採用された解決を相互依存契約にも適用するものであり、破毀院第3民事部2011年12月6日判決 (*RDC* 2012/2, p. 518, obs. J.-B. Seube) も再度この解決を判示している。

そこで、2013年5月17日に公にされた破毀院混合部の2つの判決 (JCP G 2013, note 673, F. Buyet note 674, J.-B. Seube. *Adde*, dans le mêmes sens, Cass. com., 24 septembre 2013, n° 12-25.103, *Rev. Contrats* 2014/1, p. 64, obs. J.-B. Seube) は、商事部の判決を肯定して、次のように判示している。すなわち、一方では、「ファイナンス・リース (location financière) を含む取引において、同時または順次に生じる契約は相互依存的であり」、他方では、「この相互依存性と両立し得ない契約条項は、書かれなかったものとみなす」とした。ただし、この判例は、問題を完全に解決するものではなかった。というのも、これらの判決の評釈の多くは、判決の射程を、2つの契約の一方がファイナンス・リースの場合にのみ適用される、と解していたからである。

問題は、そのような解決を、相互依存契約の他の場合にも拡張できるか否か

である。

破産院第1民事部2014年10月1日判決 (*RD bancaire et financier* 2014, n° 202, obs. J. Djoudi) は、それを肯定している。この判決は、相対的に注目されなかったが、債務法の改正草案は、この問題に明確に言及し、有用である。これに対して、2016年2月10日のオルドナンスは、明確さを欠き、この問題に曖昧にしか応えていない。

一方では、相互依存性は、各契約が他の契約の本質的要素であることを前提としていることを考慮して、可分条項は書かれなかったものとみなされる、と考えることができる。というのも、契約は、その本質的要素の1つを欠くと、存続することができなくなるからである。

他方では、一方の契約の消滅に対するサンクションとして契約の失効を選択しているので、この消滅の結果に関する条項は、少なくとも、契約の相互依存性に反しない限りで、その効力を生じうる、と考えることもできる。

例えば、当事者の一方に、他方の契約が消滅した場合に課される原状回復義務を、他方の当事者に対して保証する条項の効力はどうかであろうか。

このような条項は、リース契約に関しては有効であると判断された。ただし、このような条項は、財貨の売買の解除に続いてリース契約の解約がなされたことによる貸主の利益の大半を失わせることとなる。

このような条項が相互依存契約と両立するか否かは、判例に委ねられている。そして、仮に両立しうるとしても、裁判官は、さらに、その条項が当事者間に決定的な不均衡をもたらすものであるか否かを検討しなければならない。民法典の新しい1171条によれば、このような条項が約款に挿入された場合には、書かれなかったものとみなされることとなる。

さらに、判例は、債務法改正によって定められなかった相互依存性の効果を維持すべきか否か、を明らかにしなければならない。

B 改正によって定められなかった効果

債務法改正は、相互依存性の効果が、一方の契約の消滅によって他方の契約も失効する、ということに止まらないことを無視した。というのも、そのこと

があまり知られていないとしても、判例は、相互依存性が他の効果を有しうることを認めている。とりわけ、相互依存性は、2つの契約の当事者が、類似した、ないし同時に行為をすることを前提としている。

そこで、一方の契約の締結の時に禁じられる行為は、他方の契約の締結時にも同様に禁じられなければならないことが、判例によって認められている。そして、第2の契約が独自に締結された場合には、この禁止を免れることとなる。

同様に、当事者の一方が一方の契約について一定の決定をした場合には、その当事者は、他方の契約について反対の決定をすることはできないとされている。この問題について、判例には、多くの例がある。

【例1】 排他的な代理店契約 (contrats de concession) が相互依存적である場合において、供給業者 (concedant) がその一方の契約を解約したときは、同供給業者は、他方の契約も必然的に解約しなければならないとされた (破毀院商事部 1998年10月27日判決 [Deffrénois, 1999, art.37079, n° 90, p. 1318 s., note D. Mazeaud])。

【例2】 売買の片務予約が相互依存적である場合において、オプション権を行使するか否かは、全ての当事者に対して同じでなければならないとされた (パリ地裁商事部 1990年4月5日判決 [Bull. Joly 1990, p. 765])。

【例3】 多くの医師の間で締結された (民事) 会社契約と共同で履行する契約とが不可分であるから、新たな出資者による株式の取得は、共同で履行する契約に対する同意を必然的に含んでいるとされた。というのも、相互依存契約は、当然に、同時に移転されるからである (破毀院第1民事部 1994年11月15日判決 [JCP G 1995, II, 22510, note G. Mémeteau ; RTD civ. 1995, p. 364, obs. J. Mestre])。

さらに、相互依存契約は、共に履行されなければならない、その一方の不履行は、他方の契約の履行の中断を正当化するとされている。

この効果はよく知られていて、2つの相互依存契約の当事者が同一である場合に、法定相殺がより広範に認められている。というのも、2つの相互依存契約によって構成された契約の集合が、異なる契約から生じた2つの債務の間に牽連関係を生じさせるからである (破毀院商事部 1995年5月9日判決 [Bull. civ.

IV, n° 130 ; D. 1996, p. 322, note G. Loiseau ; *RTD civ.* 1996, p. 164, obs. J. Mestre」)。

また、2つの相互依存契約の当事者が同一でない場合には、一方では、債務が相互的なものでないとしても、契約の集合の存在から、広範な相殺契約の存在が認められることがある。そして、他方では、原則として債務不履行の抗弁が異なる契約から生じた債務に適用されないとしても、2つの契約が相互依存である場合には、それとは異なる解決がなされることがある。例えば、破毀院の多くの判決が、貸主によるファイナンス契約の履行が中断した場合には、借主による償還も中断することができる旨を判示した(破毀院第1民事部1995年2月7日判決〔*Contrats, conc., consom.*, 1995, n° 166, obs. G. Raymond〕など)。

ところで、これらの判例によるさまざまな解決は、債務法改正においては、明確に採用されていない。

しかし、これらの解決が放棄されたわけではない。というのも、これらの解決が現存するかはわからないが、コースが失われても、破毀院は、民法典の新しい1189条の広範な適用によって、これらの解決を繰り返すことが可能だからである。すなわち、同条は、「複数の契約が、当事者の共通の意思において、同一の取引に向けられている場合には、それらの契約は、その取引に応じて解釈されなければならない」と規定する。

相互依存契約に対する2016年2月10日のオールドナンスの寄与の検討結果は、ややがっかりするものとなった。というのも、一方では、改正法は、民法典の新しい1186条と1189条において、すでに存在した規律を十分に規定している。しかし他方では、相互依存契約の法制度の重要な視点が債務法改正によって脇に置かれ、今後は破毀院によって改めて認められることとなると思われるが、コースは公的には失われているため、コースに基礎付けることはできない。

では、相互依存契約を民法典に導入する必要があるのだろうか？

それには懐疑的であり、コースを削除しない方がより簡単であると思われる。そして、おそらく、(後の時代には)コースのメリットが再発見されることであろう。

〔参考〕

第 1186 条 契約の本質的要素の 1 つが消滅した場合には、有効に締結された契約は失効する（caduc）。

複数の契約の履行が、必然的に同一の取引の実現を目的とする場合において、その契約のうちの 1 つが消滅するときは、これらの契約は、その消滅によって履行が不能となり、かつ、消滅した契約の履行が当事者の一方の合意によって決定的な条件となっているから、失効する。

ただし、失効を援用される当事者が、契約を締結した時に、集合的な取引の存在を知っていた場合にしか、失効しない。

第 1189 条第 2 項 複数の契約が、当事者の共通の意思において、同一の取引に向けられている場合には、それらの契約は、その取引に応じて解釈されなければならない。

【付記】 本稿は、2016 年 9 月 13 日、立教大学太刀川記念館 3 階多目的ホールにおいて行われた公開講演会の講演原稿を翻訳したものである。